

## 菊陽町狭あい道路拡幅整備要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路の拡幅整備の促進に関し必要な事項を定め、土地所有者及び町民の理解と協力のもとに、安全で良好な市街地の形成と住環境の整備を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する以外の道路のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路及び町長がこれと同等と認める道路（以下「道路」という。）をいう。
- (2) 道路後退線 建築基準法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。
- (3) 拡幅後退線 狭あい道路の幅員を4メートルを超える幅に拡幅した後の当該道路の境界線をいう。
- (4) 後退用地 狭あい道路と道路後退線に挟まれた土地をいう。
- (5) 拡幅用地 道路後退線と拡幅後退線に挟まれた土地をいう。
- (6) 隅切り用地 狭あい道路と後退用地及び拡幅用地とを一体の道路とみなした場合の当該道路と他の道路が同一平面で交差、接続又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）に設ける角地の三角形の部分の土地で、斜辺の長さが3メートル（当該土地の状況により町長がやむを得ないと認める土地にあっては、町長が認める長さ）以上となるものをいう。

### (整備路線の要件)

第3条 狭あい道路拡幅整備のための要件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当該狭あい道路の両端が道路法による道路に連絡しているか、やむを得ず袋路状の道路となる場合は、熊本県道路位置指定取扱要項の例によって整備することが可能であること。
- (2) 拡幅後の幅員は、有効幅員6メートルを標準とするが、現実性と経済性を考慮して有効幅員5メートルとすることができる。この場合において、最小有効幅員は4メートルを確保しなければならない。
- (3) 後退用地の譲渡及び同用地内の支障となる物件の移転ができること。
- (4) 拡幅用地の譲渡及び同用地内の支障となる物件の移転ができること。
- (5) 交差部、接続部又は屈曲する箇所に隅切りが設置でき、隅切り用地の譲渡及び同用地内の支障となる物件の移転ができること。

### (後退用地等の取得等)

第4条 後退用地、拡幅用地、隅切り用地（以下「後退用地等」という。）については、当該土地所有者からの寄付又は買取りにより取得するものとする。

- 2 前項の規定により取得しようとする後退用地等について、相続登記が未登記の場合又

は抵当権等の設定登記が抹消できない場合においては、後退用地等を取得することはできない。

3 後退用地等の買取りにおける取得価格は、町長が別に定める。

4 後退用地等の寄付及び買取りに係る土地の分筆、所有権移転登記の費用は、町の負担とする。

(支障物件の移転等の補償)

第5条 町長は、狭あい道路の拡幅整備に支障となる塀、門柱、擁壁、樹木及び生け垣等(以下「支障物件」という。)の移転、除去(以下「移転等」という。)について補償する必要があると認めるときは、支障物件の所有者と補償契約を締結し、補償するものとする。

2 前項に規定する補償額は、九州地区用地対策連合会発行の物件移転等標準書により算定した額とする。

3 町長は、狭あい道路を無断で占用している支障物件の移転等については、補償しないものとする。

(拡幅整備の実施)

第6条 町長は、第4条の規定により後退用地等を取得した場合において、支障物件を移転等したときは、当該後退用地等を道路として整備するものとする。

(拡幅整備の中止等)

第7条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、当該狭あい道路の拡幅整備に関する工事の全部又は一部を中止し、又は延期することができる。

(1) 後退用地等の全部若しくは一部を取得することができないとき。

(2) 支障物件の補償契約を締結できないとき。

(3) 他の事業等により当該狭あい道路の拡幅整備を行うこととなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

(事前協議)

第8条 狭あい道路に接する土地(以下「隣接地」という。)の所有者は、狭あい道路の拡幅整備を要望するときは、狭あい道路拡幅整備事前協議申請書(別記様式第1号)を町長に提出して協議を行うものとする。この場合において、隣接地の所有者が複数あるときは、代表者を定めて申請し、又は協議することができる。

2 協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 道路後退線又は拡幅後退線の位置に関する事項

(2) 隅切り用地に関する事項

(3) 後退用地等の取得に関する事項

(4) 補償物件の補償に関する事項

(5) 拡幅整備の工事に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(事前調査)

第9条 町長は、前条第1項の協議申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項につい

て調査を行うものとする。

- (1) 狭あい道路の現況及び利用状況
  - (2) 狭あい道路及びその周辺の排水状況
  - (3) 隣接地の形状及び利用状況
  - (4) 隣接地の権利関係
  - (5) 支障物件の存在状況
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 町長は、前項の調査に当たっては、必要に応じて当該隣接地の所有者及び当該隣接地に建築物を建築しようとする者並びに支障物件の所有者に現地での立ち会いを求めることができる。

(事前協議確認書及び事前協議不成立通知書)

第10条 町長は、第8条の規定による協議が成立したときは、確認した協議内容について狭あい道路拡幅整備事前協議確認書(別記様式第2号)を作成し、町長及び隣接地の所有者又は代表者で互いに取り交わすものとする。

- 2 町長は、第8条の規定による協議が成立しなかったときは、協議不成立の理由を記した狭あい道路拡幅整備事前協議不成立通知書(別記様式第3号)を隣接地の所有者又は代表者に通知するものとする。

(測量同意書)

第11条 隣接地の所有者は、前条の狭あい道路拡幅整備事前協議確認書を取り交わした場合は、後退用地等の寄付又は売渡しを確約した旨及び拡幅用地等の測量に同意した旨を記した測量同意書(別記様式第4号)を町長に提出するものとする。

(後退用地等の測量)

第12条 町長は、前条の測量同意書の提出があったときは、狭あい道路の拡幅整備に伴う工事を行う前に後退用地等の測量を行うものとする。

- 2 町長は、後退用地等の測量を確定したときは、杭の設置を行うものとする。
- 3 第1項の測量に係る後退用地等の土地所有者は、狭あい道路の拡幅整備に伴う後退用地等を確認し、寄付又は売渡しを承諾したときは、後退用地等の承諾書(別記様式第5号)に署名及び押印するものとする。

(所有権移転登記に係る書類)

第13条 前条に規定する測量が完了した後退用地等の土地所有者が当該土地を寄付するときは、寄付申込書(別記様式第6号)及び所有権移転登記承諾書(別記様式第7号の1)その他所有権移転の登記に必要な書類を町長に提出するものとする。

(土地売買契約の締結)

第14条 町長は、第12条に規定する測量が完了した後退用地等の土地所有者と売買に関し合意したときは、当該土地所有者と土地売買契約を締結するものとする。この場合において、土地所有者は、所有権移転登記承諾書(別記様式第7号の2)その他所有権移転の登記に必要な書類を町長に提出するものとする。

(寄付領収書の交付)

第15条 町長は、第13条の規定により寄付された後退用地等の土地の所有権移転登記が完了したときは、寄付申込者に寄付領収書（別記様式第8号）を交付するものとする。

（支障物件の除却の確認）

第16条 第5条第1項の規定により町長と支障物件の補償契約を締結した者は、狭あい道路の拡幅整備に支障となった拡幅用地等内の支障物件の移転等が完了したときは、移転等完了届（別記様式第9号）を提出してその確認を受けなければならない。

（工作物の帰属及び管理）

第17条 この要綱による拡幅整備工事で拡幅された道路用地に接する土地に築造した当該土地の保護及び管理のための擁壁、土留、フェンス等は、当該土地の所有者に帰属し、及び管理させるものとする。

（適用の除外）

第18条 この要綱の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条第1項各号に規定する事業を行う場合
- (2) 都市計画法第29条第1項又は第2項に規定する許可を受けて開発行為を行う場合
- (3) 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を行う場合

2 この要綱の規定は、国又は地方公共団体その他公法人の所有する後退用地等並びに公共の利益となる事業の用に供する後退用地等及び支障物件については適用しない。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に狭あい道路の拡幅整備に着手しているものについては、この要綱の規定は適用しない。